

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号						
許認可等の種類	可燃性天然ガス濃度の確認	根拠条項	第14条の5第1項						
審査基準	<p>1 温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準（温泉法施行規則第6条の6第1項及び第2項、温泉法施行規則第6条の3第1項第1号及び第3号並びに第6条の6第1項の規定に基づき環境大臣が定める方法等（平成20年環境省告示第58号）第3号）を超えないこと</p>								
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	10日	目次
						標準経由期間	日	NO	